傍 聴 要 領

1 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 審議会会場入室後は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により妨害しないこと
- (2) 会長の許可なく、会議の状況を写真撮影、録画又は録音しないこと
- (3) 会場において、飲食、喫煙等をしないこと
- (4) 会場において、携帯電話を使用しないこと
- (5) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると 認められるものの携帯又は着用をしないこと
- (6) その他会議の支障となる行為をしないこと

2 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者及び報道機関の方は、会議を傍聴するに当っては、会長及び係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者及び報道機関の方が、上記1の規定に違反したときは、退場していただくことになります。

※ 傍聴要領1の(2)について

令和5年11月21日に開催する森林審議会の傍聴者及び報道関係機関による写真撮影及び 録画については、会長挨拶までとします。また、録音については、会議終了(公開部分)まで とします。

※ 審議会開催中とは、会議開始から会議終了まで、休会中も含みます。